

総合病院 津山第一病院 訪問リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 総合病院 津山第一病院が実施する訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリ」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 訪問リハビリは、利用者が要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
 - (2) 提供する訪問リハビリの質の評価を行い、常にその改善を図る。
 - (3) 常に利用者の病状、心身状況、希望及びその置かれている環境を的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
- 2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的なサービスの提供ができるようにする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称・所在地及びサービスの種類は、次のとおりとする。

- 1 名称 総合病院 津山第一病院
- 2 所在地 岡山県津山市中島 438 番地
- 3 サービスの種類 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 訪問リハビリに勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人
管理者は、訪問リハビリの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。また訪問リハビリの利用申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握を常にする。
- 2 医師 1人以上
利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり、診療を行い、理学療法士、作業療法士等に指示をすること及び利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行う。
- 3 理学療法士又は作業療法士等 1人以上
医師の指示及び訪問リハビリ計画書に基づき訪問リハビリを提供し、実施状況及び評価について診療記録を作成するとともに医師・ケアマネへ経過報告をする。

(営業日及び営業時間)

第5条 訪問リハビリの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、災害、悪天候等止むを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

- 1 営業日
月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日
ただし、盆、年末年始（12月30日から1月3日）及び国民の休日は除く。
- 2 営業時間
平日 午前8時30分から午後17時30分
土曜 午前8時30分から午後17時30分
- 3 サービス提供時間（前号の時間から移動に要する時間を除く時間）
平日 午前9時00分から午後17時30分

土曜 午前9時00分から午後17時30分

(訪問リハビリの利用定員)

第6条 本訪問リハビリの利用定員は、訪問リハビリの従業者1名につき1日5名とする。

(訪問リハビリテーションの内容)

第7条 訪問リハビリの内容は次のとおりとする。

- 1 訪問リハビリ計画の作成
- 2 理学療法
- 3 ADL指導
- 4 住宅改修
- 5 介護に関する相談援助

(訪問リハビリの利用料その他の費用)

第8条 訪問リハビリを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
通常の事業実施地域以外は、実測で片道5km未満220円、5～10km未満330円、10～15km未満440円(税込)とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、旧津山市とする。実施区域外については相談のうえ対応を検討する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が訪問リハビリの提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

- 1 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに訪問リハビリの従業者に連絡すること

(非常災害対策)

第11条 訪問リハビリ及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取らなければならない。

- 2 訪問リハビリの従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておかななければならない。
- 3 訪問リハビリの従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じ、その被害を最小限にとどめるように努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(居宅介護支援事業者との連携)

第13条 訪問リハビリは、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者(必要と判断される場合は、他

の主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む)と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

- 1 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合
- 2 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断される時
 - ① 第6条に定める利用定員を超える場合
 - ② 第9条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で移動に対応できない場合
 - ③ 利用者が正当な理由がなく従業者の指示に従わないため、サービス提供ができない場合
 - ④ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合
- 2 前項第2号③及び④の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。)に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第14条 訪問リハビリ及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

- 第15条 訪問リハビリ及びその従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(苦情処理)

第16条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、訪問リハビリに苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第17条 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントへの対応)

第20条 事業所の職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な頼関係を築く事ができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 第7条第1項第1号の訪問リハビリ計画については、それらを当該利用者に説明・交付する。
- 3 第7条第1項第1号の訪問リハビリ計画、及びサービス提供記録、第12条第2項に規定する事故発生時の記録、第13条第2項に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから5年間保存する。
- 4 都道府県、及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、(医)平野同仁会と津山第一病院訪問リハビリの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

平成26年5月1日 一部改正

平成27年8月1日 一部改正

平成28年4月1日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正

令和1年10月1日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

令和6年6月1日 一部改正